

広報 No.82

しかべ

幼児交通安全クラブ

(しかべこぐまクラブ)の
結成

おもな目次

- ▷ 第3 回定例議会終
る……………2
- ▷ 10kg以上のLPガ
スメーター制販売
になる……………3
- ▷ ねたきり老人・重
度身体障害者の介
護人に介護手当が
支給されます……………4
- ▷ 国民年金の任意加
入をしましょう……………4
- ▷ 第2 回鹿部村文化
祭近づく……………4
- ▷ 特別福祉手当の支
給について……………5
- ▷ 身体障害者職業訓
練生募集……………6
- ▷ 収入役・教育長の
選任について……………6
- ▷ 村民交通傷害保険
の更新を……………6
- ▷ 役場の人事……………6
- ▷ 水道・ごみ処理手
数料徴収員が変り
ました……………6

10月号

第3回定例議会終る

収入役に松崎繁四郎氏(前教育長) 選任される

一般会計補正予算 など原案可決

▷一般会計補正予算

主な補正内容

歳入

特別土地保有税15,849千円増、
現地目証明手数料100千円増、農
林水産業費道補助金3,831千円増、
財産貸付収入597千円増、不動産
売払収入5,833千円増、財政調整
基金繰入金15,000千円増、教職員
住宅建設事務費等940千円増、村
債1,200千円増。

歳出

職員手当等2,343千円増、旅費
1,430千円増、老人憩いの家建設
事業費14,241千円増、災害弔慰金
500千円増、滝の沢林道改良工事
費1,688千円増、船揚場補修工事
費4,849千円増、大岩地区海崖干
場造成工事費2,500千円増、被災
漁場復旧造成事業費補助金2,237
千円増、昆布養殖施設設置事業補
助金307千円増、海産干場用地購
入資金償還金2,099千円増、需用

費1,910千円増。

今回の補正により一般会計の
予算総額は歳入、歳出それぞれ
784,351千円となりました。

▷国保会計補正予算

保健婦の採用による給与、手当
等の増による補正をしました。歳
入、歳出それぞれ4,469千円増で
総額130,548千円となりました。

▷収入役の選任について

9月30日で任期満了となるので
次の方が選任されました。

松崎繁四郎氏(53歳)

▷教育委員の任命について

9月30日で任期満了となるので
次の方々新しく任命されました。

岩島孝治氏(44歳) 字鹿部

山科久幸氏(56歳) 字鹿部

桜田政治氏(52歳) 字宮浜

後日開かれた教育委員会におい
て教育委員長、教育委員長代行者、
教育長が互選されました。

教育委員長 川村太一氏

教育委員長代行者 山崎篤也氏

教育長 桜田政治氏(前経済部長)

▷鹿部村固定資産評価審査 委員会委員の選任につ いて

9月30日任期満了に伴い次の方
が新しい委員に選任されました。

古村敏男氏(56歳) 字宮浜

▷人権擁護委員の推薦につ いて

人権擁護委員として次の方が推
薦されました。

立部誠一氏(52歳) 字鹿部

▷鹿部村職員に対する寒冷 地手当支給条例の一部を 改正

村条例で定める村職員の寒冷地
手当が次のように改正されました。

世帯主 63,000円

準世帯主 49,000円

その他 42,000円

▷退隠料、退職給与金、死 亡給与金、遺族扶助料条 例の一部を改正

吏員またはこれらの者の遺族に
給する退隠料または扶助料の算定
基礎額を726,100円を898,900円と

改正しました。

▷災害弔慰金の支給および 災害援護資金の貸付けに 関する条例の制定

暴風、豪雨等の自然災害により
死亡した村民の遺族に対して災害
弔慰金の支給を行い、被害を受け
た世帯に対し災害援護資金を貸付
けることが決まりました。(この関
係の仕事は民生課が担当していま
す)

災害弔慰金は1人当たり50万円
支給される。

災害援護資金の貸付け額は次の
とおりです。

世帯主が療養に要する 期間が1月以上の負傷 を負った時	30万円
住居が全壊した場合	50万円
住居が半壊した場合	30万円
家財の被害金額が概ね 3分の1の損害を受け た時	20万円

償還期間は10年で据置期間は3
年とする。利率は据置期間中は無
利子で据置期間後は年3%。

▷鹿部村敬老年金に関する 条例の一部を改正

49年9月1日より敬老年金の額
が5,000円から7,500円に改正され
ました。

▷鹿部村表彰条例の制定に ついて

鹿部村行政各般にわたって発展、

文化の興隆に寄与し、その功労顕
著な者および篤行著明な者等を表
彰し、その功績と榮譽を讃え、村
民が郷土の進展に対する意欲の高
揚に資することを目的として制定
されました。

▷渡島支庁管内公平委員会 の規約の一部変更につ いて

渡島管内各町村で作っている公
平委員会の規約のうち事務局を町
村会に置き、職員定数を変更した
ものです。

▷渡島東部消防事務組合の 規約の一部変更につ いて

渡島東部6町村で作っている消
防一部事務組合の規約のうち、本
部の住所変更と監事の任期を2年
から4年に変更したものです。

▷村議会会議の規約の全部 改正について

村議会委員会条例が改正されま
した。

▷議会の議員その他非常勤 の職員の公務災害補償に 関する条例の一部改正

議会の議員その他非常勤の職員
の公務災害補償に関する条例のう
ち補償率の変更をしたものです。

▷鹿部村土地開発公社の補 正予算の報告について

鹿部村土地開発公社の49年度予

算が補正されたので報告したものです。

一般質問主なもの

問 リハビリテーションの売却問題は現在どのようになっている、どのように進めていくのかお伺いしたい。今後一日も早く解決するように努力してもらいたい。

答 リハビリテーションに対して8社より話があったが、そのうち2社程度にしばられて来ている。しかし非常に難しい問題が残っているので来年3月までには是非とも解決しなければと考え努力をしております。道としてもこの問題については積極的に動いているが今しばらく時間がかかるといふことです。また先般来村された国会議員田中正巳先生に陳情をしましたところ厚生省に働きかけて何とかしたいといっておられました。総需要抑制の中で問題が大きいので再度依頼をしまして一日も早く解決するために今後とも強く関係方面に働きをしてみたい。

問 常呂川林道の排水管が一部決壊しているがその原因についてお伺いしたい。また排水管の設置を完全にして道路の保身に努めるべきであると考えますがどうか。

答 排水施設が完成していないときに大型車の通行によって決壊したものであり、早急に施設の整備を行い、今後とも道路の保身に努めてまいります。

問 水道の配水本管の漏れが概ね30%程度あると聞いているがその防止対策はどのようにしているか、またろ過施設等の稼働が95%以上になっていると聞くが人口増を考えた場合何らかの対策が必要であると思うがどのように考えておりますか。

答 水道は住民生活に一番重要なものであることは十分認識している。漏水対策には調査確認する方法を現在検討中であるために地下漏水の確認作業が遅れているが、それと合わせて将来水資源の確保が必要であることも考えている。現在のろ過施設等を拡張するためには多額の資金を要するので水源確保のため地下水の利用等も合わせ考え検討中です。

問 水道事業会計が47年度より赤字となっているが料金改訂等をして赤字解消に何らかの対策をしなければならぬと思うがどのように考えているかお伺いしたい。

答 本年度から料金の改訂を考えましたが住民に対するPR等が少なかったことと総需要抑制の中で公共料金の値上げをすることを検討した結果改訂を見送ったが、現在の一般会計の財政状況からして水道会計に繰出しもできなく、したがって水道料金をそのまま据置くと赤字が増えるいっぽうなので住民とよく話し合いご理解をいただき50年度から水道料金の改訂を実施してまいります。

問 国保会計には各町村とも苦慮している現状ですが、町村によって医療費の差が非常に大きい、考え方として保健衛生に力を入れている町村は医療費が少なく国保会計が健全に運営されている。当村はこの点をどのように進めていくのかお伺いします。

答 今後国保係だけでなく保健衛生係と連携させて住民に対する健康管理などPRをはかり、その指導を強化し健全財政の運営にあたってまいります。

問 10月1日より医療費の大幅な値上げが予定されており、年度途中の値上げのため国保会計の財源についてどのように検討しているかお伺いしたい。

答 国保会計は48年度赤字であったが本年度については医療費の値上り等でかなり苦しい状態にあるが、現在までの医療費の経過をみますと何とか赤字を出さずに済みそうであるが、最悪の状態になりましても少額で済みそうな見通しであります。

問 保健婦の採用があったが本来の任務の範囲を住民に認識させ活動しやすいように配慮させるべきだと思いますがどのように考えているかお伺いします。

答 現在保健婦活動に必要な内部事務の整理に忙殺されているため保健婦本来の活動ができない状態である。内部整理が完了しだい、本来の活動をしていきますが、その際に保健婦の業務等を十分に

周知していく予定であります。

問 人事院勧告による給与改正に伴う財源として交付税等の見込みの概要をお伺いしたい。

答 給与改定の所用財源は38,900千円程度必要である。交付税の追加試算では概ね20,000千円位であろうと思われるが残りの財源には特別土地保有税で賄いたい。

問 税の滞納繰越の徴収はどのようになっているかお伺いしたい。

答 税の滞納繰越額は現在4,704,510円でその内容を見ますと滞納者は低所得者が多く再三督促をし

ておりますが、各人それぞれ事情があつてなかなか解消されておりませんが、今後はさらに納入方法など話し合いをし、場合によっては厳しく解消に努めてまいります。

問 本年度の税の納入状況は前年と対比してどのようになっているか。

答 現在までの徴収状況は前年度と対比していくらか低くなっております。しかし昆布の量・価格の面を考えると今後昆布精算がなされればよくなっていくものと見込まれております。

50年4月より10kg以上のLPガス はメーター制販売となります。

液化石油ガスの保安の確保と取り引きの適正化に関する法律の規則の一部改正になり、4月以降10kg以上のLPガスを使用の場合は、メーターをとりつけなければならないこととなります。

メーターをとりつけることにより使用量がメーターに表示されるので残量の引き取り問題がなくなり明瞭な取り引きができるようになります。

また屋外に容器があるので安全度が高くなります。メーター取付けにあたり設置のための工事費は販売店に徴収されますが、配達料、容器、および容器貸付料、メーター貸付料等は徴収されなくなっています。

メーター制で購入する場合は北海道においてはブロック別基準産気率に基づき換算した価格を基準としています。

ねたきり老人や重度心身障害者の介護人に対して介護手当が支給されます

＝ 希望者は申請が必要です ＝

● 介護者に対して介護手当の措置

昭和49年度より道内に居住するねたきり老人と重度心身障害者を介護する介護者に対して介護手当を支給することとなりました。

● 該当者は申請が必要です

この介護人手当をうけようとする人は「支給資格認定申請書」を役場を経由して提出して下さい。

● ねたきり老人介護手当支給対象となる人

65歳以上の老人で常にねたきりの状態にあって、日常生活に介護を受け、その状態が6ヵ月以上継続している人

◎ 常時臥床の状態とは 次の各号の一に該当する人をいいます

- ア 起きることが困難で常に床に
- イ 食事や日光浴などのため、ふとんを離れる以外、いつも寝ている人
- ウ 1人で済むことができず、物や人によってささえられなければならないことができない、またすわっても1時間程度しかできない人

◎ 日常生活に介護を受けている状態とは、食事や入浴、排泄などの手助けを受けている状態です

● 重度心身障害者介護手当の支給対象となる人

65歳未満の在宅者で重度心身障害者であって、かつ6ヵ月以上継続して常時臥床の状態にあって日常生活の介護を受けている人。

◎ 重度心身障害者とは

身体障害者手帳1級および2級の一部または重度精神薄弱者（お

むねIQ35以下、身体障害と重複している場合はIQ50以下）の者をいい常時臥床の状態とは、ねたきり老人介護手当の状態と同様です。

● 支給額 月額2,000円

● 支給時期

原則として9月および3月の2期にそれぞれの月までの分を支給する。

● 支給方法

支庁から隔地払（申請書に指定した郵便局または銀行）とする。

● 申請の方法

支給資格認定申請書を村長を経由し支庁長に対し提出する。

以上のことについてくわしく知りたい方は役場民生課社会福祉係（TEL2111内線53）におたずね下さい。

国民年金の任意加入をしましょう

最近、新聞、テレビなどはもちろんのこと日常の会話の中に年金という言葉をよく耳にします。

これは、言うまでもなく皆さんの年金に対する関心と、老後の問題、さらには激動する経済情勢の中にあって、年金が身近に感じられてきたことが証明されます。

近ごろ、サラリーマンの奥さんの中から夫の年金だけでは老後の生活が不安であるという声を聞くことがあります。

以前はご主人の退職後の暮らしについては恩給によって生活をまかなうことができましたが生活水準の向上、物価の上昇につれて恩給と年金だけでは生活していくことがむずかしい時代となりました。

医学の進歩によって、年々寿命がのびて老後の生活は一段と深刻

な問題となっております。

そこで奥さん方も老後に年金を受けられるように今から国民年金に加入し将来不安のない日々を過ごすことができる用意をしておきましょう。

なお、くわしいことは民生課年金係でおたずね下さい。

● 付加年金に加入しましょう

国民年金の付加年金というのは、昭和45年につくられた制度で現在の定額保険料（月額900円）にさらに一定の額（月額400円）を増して年金をより多く受給したいという要望にもとづいてつくられたものです。

現在、当村では39名の方々がこの制度に加入しており、将来その恩恵を受けることになっております。

豊かな生活をつくる文化 ～第2回鹿部村文化祭近づく～

昨年より村内の文化サークル、幼稚園児、小中学校生により鹿部村文化祭が開催されましたが、本年も次により実施することになりました。多数の方々の参加を期待しております。

・日 時 11月3日 9時～16時

・会 場 鹿部小学校

・内 容

展 示 写真・書道・絵画・手芸・服飾・生花など

芸能発表 幼稚園児遊戯・中学生演劇・吹奏楽演奏・ママさんコーラスなど

即売コーナー 塩ウニ・タコくんせい・ミリオン棒・モナカなどの展示即売（市価の2割引）

特別福祉手当が支給されます

～重度の精薄、 身障者の父母へ～

本年9月より心身障害児(者)対策の一環として重度の精神薄弱と重度の身体障害とが重複しているため、日常生活において、常時特別の介護を必要とする方について、これらの方々を監護する父母などに対し、手当が支給されることとなりましたのでお知らせいたします。

なお、特別の介護とは、日常生活における基本的な動作が困難であるため、常に注意と介助とを必要とする状態です。

1 支給対象者

次表のような状態の人を介護している場合に支給されます。

なお、障害者は年齢による制限はありません。

2 支給額 月額3,000円

3 支給時期 原則として9月、1月および5月の3期にそれぞれの前月までの分を支給する。

4 支給方法 隔地払(郵便局)

5 申請方法 手当認定請求書を村長経由のうえ支庁長に提出する。

※詳細については民生課社会福祉係におたずね下さい。

対象範囲	障害の程度	
	重度の精神薄弱	重度の身体障害
重度精神薄弱と重度肢体不自由の重複障害(重症心身障害)	(重度精神薄弱) 精神の発達が遅滞しているため、日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態	(重度肢体不自由) 1 両上肢の機能に著しい障害を有するもの。 2 両上肢のすべての指を欠くもの。 3 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 4 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 5 両下肢を足関節以上で欠くもの 6 体幹の機能にすわっていることができない程度または立ち上ることができない程度の障害を有するものなど
重度精神薄弱と重度視覚障害の重複障害	(重度精神薄弱) 同上	(重度視覚障害) 両眼の視力の和が0.04以下のもの
重度精神薄弱と重度聴覚障害の重複障害	(重度精神薄弱) 同上	(重度聴覚障害) 両耳の聴力損失が90デシベル以上のもの
重度精神薄弱と重度内部障害の重複障害	(重度精神薄弱) 同上	(重度内部障害) 重度の心機能障害、じん・肝臓疾患、結核性疾患、血液疾患等で日常生活において常時の介護を必要とする程度のもの

公営住宅入居者募集

1 募集住宅 (49年度建設分)

第1種 3DK 4戸

第2種 3DK 4戸

2DK 4戸

2 募集期日

10月20日～11月10日

3 応募方法

役場総務課に備えつけの申込書がありますのでそれにより申込み願います。

4 その他 詳しいことは総務課管財係におたずね下さい。

昭和50年度身体障害者 職業訓練生を募集

身体障害者はその障害の重い軽いにかかわらず、職場で一人前に活躍するには職業についての専門的知識と技能を身につけることが必要です。

その知識、技能を身につけるには、身体障害者専門の職業訓練校で学ぶことが一番早道です。

(訓練期間は1年です)

	(A) 新規学卒者	(B) 新規学卒以外の人
願書締切	12月10日	2月末日
選考日	12月10日	3月13日
合格通知	12月25日	3月25日

◎応募資格

- 1 身体障害者……主として肢体(手足、身体)不自由で障害の症状が固定していて訓練を行うことにより再発または悪化のおそれがない人。
- 2 義務教育修了者または同等以上の学力のある人。

◎入校中の特典

- 1 授業料、教材費は一切無料です。
- 2 訓練生全員に訓練手当が支給されます。(その人によって家族などの関係もあり異なりますが、月額29,000～38,000円程度です)

◎入校手続

- 1 入校を希望する方は近くの公共職業安定所で手続きをして下さい。

◎その他

入校などについて詳しく知りたい方は役場民生課社会福祉係か公共職業安定所に気軽におたずね下さい。

※訓練職種

洋服科、製靴科、電子機器科、建築製図科、時計修理科、印刷技術科、洋裁科、写真植字科、木材工芸科の10科があります。

今月の話題

しかべこぐまクラブ…結成 (幼児交通安全クラブ)

“母と子が共に交通ルールを学び幼児を交通事故から守る”ことを目的に幼児交通安全クラブ「しかべこぐまクラブ」が結成されました。この組織は、リーダー(しかべ幼稚園長)→サブリーダー(先生と父兄の代表者計5名で組織する生活部、生活委員、学級委員)→クラブ員(幼児、母親)で組織されております。

結成の日(9月26日)にはお母さん方と一緒に幼稚園児が交通安全教室を行い、「正しい歩き方」を学びました。

収入役、教育長を選任



収入役 松崎繁四郎



教育長 桜田政治

村民交通傷害保険の更新を

村民交通傷害保険が9月30日をもって期間満了いたします。

現在加入している方はもちろんのこと、新しく加入する方も、万一の交通事故に備え家族ぐるみで加入しましょう。

今回から保険料が1人1年間360円と安くなりました。

保険期間

毎年10月1日から翌年9月30日までの1年間とします。(途中加入は加入月から9月30日まで)

保険料

1人1年間360円です。(途中加入者は月割30円です)

加入手続

11月1日より執務時間が変更になります。

平日
AM 9時～PM 5時
土曜
AM 9時～PM 12時15分

松崎繁四郎氏略歴

昭和21年役場勤務以来、教育・民生・財政係長・教育長を歴任現在に至る。

桜田政治氏略歴

昭和21年役場勤務以来、民生・畜産・水産・水道各課長歴任、昭和46年経済部長となり、現在に至る。

役場の人事

(49. 10. 1付)

《異動》

経済部長 佐々木成克(水道課長)
水道課長 小玉 健
(企画課企画広報係長)

企画課企画
広報係長 田名部弘勝
(民生課社会福祉・年金係長)

民生課勤務 伊藤 順一
(渡島東部消防事務組合)

《新規採用》

監査委員会 長根山信昭
事務局勤務

水道料金とごみ処理 手数料の徴収人が 変わりました

～10月から永沢運三さんに～



永沢運三氏

これまで田村喜市さんが水道料金とごみ処理手数料の徴収をしてきましたが、都合により、10月15日から永沢運三(58)さんが徴収に歩きますのでよろしくお願いいたします。

道夫さん家



村の人口

(49. 10. 1現在)

男	2,427人
女	2,490人
計	4,917人
世帯数	1,130世帯

(6)

こうほう しかべ
役所のことでお困りの方は気軽に村行政相談員工藤英三にご相談下さい。